

「スミノエガキ」情報発信事業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、佐賀県における有明海の貴重な在来種である「スミノエガキ」を新たな地域資源として育成するため、各種媒体を活用した情報発信及び販促資材の作成等を実施することにより、「スミノエガキ」の認知度向上並びに消費拡大を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

3 事業目的の整理

本業務は、以下の目的達成のために行うものとする。

- ・ メディアへの露出等を通じた「スミノエガキ」の認知度向上
- ・ 店舗におけるフェア等を通じて、新規顧客との接点を創出するとともに、リピーターの獲得を促進し、消費拡大を図る

(1) 「スミノエガキ」の特徴

- ・ サイズ:50g~200g 程度
- ・ 身入り:可食部の重量割合は約 25%と高い
- ・ 味:一般的な「マガキ」と味が異なる
 - 甘味が強い
 - えぐみが少なく、カキが苦手な人でも食べやすい

(2) 「スミノエガキ」の希少性

- ・ 標準和名「スミノエガキ」の由来は、佐賀県の六角川河口の住之江地区に多く生息していたことによる
- ・ 現在漁獲実態があるのは「有明海のみ」（主に佐賀県有明海の中西部）
- ・ 漁獲量は少なく、河口域のみ生息
- ・ 佐賀の他、福岡、熊本にも生息
- ・ 1900年代中頃までは、山口県、岡山県での生息記録があるが、現在の生息は不明で漁獲実態もなし

(3) 実現したい姿

- ・ 「スミノエガキ」が佐賀県の新たな地域資源として県内外に広く認知され、安定的な消費と継続的な需要が確保される状態を目指す

(4) ターゲット

- ・ エリア 首都圏エリア、佐賀県内
- ・ ターゲット 食に拘りのある消費者、料理人、バイヤー

(5) 情報発信時期

- ・ スミノエガキの出始めから旬の時期である11月~翌年3月

4 委託業務の内容

(1) ファクトブックの作成、配布

- ・ 「スミノエガキ」の希少性、食味、生産背景等の特徴を整理したファクトブック（電子データ）を作成し、メディアへ配布すること

(2) ロゴマークの開発・PR 資材の制作

- ・ 消費者が視覚的に認知できるようなロゴマークを制作すること
- ・ パンフレット、チラシ、ポスター等の PR 素材を企画・デザイン・制作すること

(3) 広報・情報発信

- ① 「スミノエガキ」に関する基本的な情報について、TV、ラジオ、Web、SNS、紙媒体等を活用し、効果的に情報発信を行うこと
- ② 県が調整する首都圏の店舗でのフェアの開催及び情報発信を行うこと
 - フェア開催に係る費用：50 万円程度

①、②の成果目標：5 件（TV、ラジオ、Web、SNS、紙媒体等）

(4) PR 動画の制作

- ・ 「スミノエガキ」の認知度向上に繋がる 15 秒の PR 動画を 1 本以上制作すること
- ・ 「スミノエガキ」を主役として、濃厚な旨味や特別感、瑞々しさを効果的に表現し、食欲をそそる内容とすること
- ・ 「スミノエガキ」のイメージの向上に繋がる動画であること
- ・ 動画に人物は起用しないこと
- ・ 見積額には、PR 動画制作に係る一切の経費（企画費、撮影費、編集費、音源使用料、食材調達費、交通費、その他必要経費）を含むこと

(5) その他

- ・ 上記目的を達成するために有効と考えられる追加施策の提案および実施

※上記業務(1)、(2)、(3)、(4)に対するおおよその予算配分は1:2:5:2程度とする

5 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書(1部) ※電子データで提出すること
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 委託料

4,760 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

7 委託料の支払い

前金払・完了払

8 その他留意事項等

- (1) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。
- (2) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。
- (4) 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (5) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (6) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の各種法令及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるが生じたときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。